

【資料①】

■ 随意契約が認められる金額(地方自治法施行令第167条の2・西宮市契約規則第17条)

契約種別	金額
工事または製造の請負	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

■ 基準額を超えた随意契約が認められる場合(地方自治法施行令第167条の2)

号	類型(概略)	2019年度実績		
		市※	病院事業	上下水道事業
2	性質または目的が競争入札に適しないとき	246	59	148
3	障害者・高齢者等の雇用を目的とするとき	7	0	0
4	新事業分野を開拓する目的で物品の買入れを行うとき	0	0	0
5	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	11	0	8
6	競争入札に付することが不利と認められるとき	45	16	10
7	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	0	0	0
8	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	26	0	6
9	落札者が契約を締結しないとき	0	0	0
合計		335	75	172

※各課契約分を除く

3. 契約業務の適正化

【資料②】

1. 入札等で決定した事業者に付随的な業務を随意契約で発注した事例

所管	契約内容	契約金額 (2019年度)
教育委員会	小学校渡り廊下他改修工事	58,190,000
<p>◇小学校改築工事の事業者を入札によって決定し、工事請負契約を締結 (約20億円)</p> <p>◇工事の開始後、「渡り廊下他」の改修工事を当該事業者への随意契約にて発注 (本件)</p> <p>⇒「渡り廊下他」の改修のみを別事業者に発注することは現実的でないが、当該費用は入札時の対象に含まれていない</p> <p>⇒総額では落札業者以外がより安価であった可能性を排除できず、入札の競争性・公平性が失われているのでは？</p> <p>(参考) 複数の業務を同一事業者に発注するため、総額での比較を行っている事例</p> <p>書類の印刷/封入封緘 ⇒ 合計金額での見積もり合わせ システムの導入/保守・運用⇒ライフサイクルコストを含めたプロポーザル</p>		

2. 同一事業者への発注や金額増が続いている各課契約の事例

所管	契約内容	契約金額 (2019年度)
市民局	センター相談業務	2,484,000
<p>◇当該センターの電話相談業務を、過去から一貫して同一のNPO法人が受託している</p> <p>◇「他に対応可能な事業者が存在しない」ことを理由に、プロポーザル等の過程を経ていない</p> <p>⇒他の事業者では対応できないと断定する根拠が不十分 (他の部署では同種の業務でプロポーザルを実施している)</p> <p>⇒各課契約の条件である「学術研究的なもの」「契約業務の内容が特定されるもの」に該当するのか？</p>		
所管	契約内容	契約金額 (2019年度)
教育委員会	人材派遣業務	62,920,800
<p>◇2017年度に3か年 (2018年度～2020年度) のプロポーザルを実施 (見積限度額 : 5,321万円)</p> <p>◇実績は2018・2019年度が62,920,800円、2020年度が65,835,000円と増加し、見積限度額も超過</p> <p>⇒教育内容の増加・変更に伴う増員等で増額理由には正当性があるが、プロポーザル結果との乖離が過大となっている</p> <p>⇒契約管理課所管の「請負・委託・修繕」に該当しない契約において、所管課の裁量はどこまで認められるのか？</p>		

3. 障害者・高齢者の雇用を目的とするもので金額が上昇している事例

所管	契約内容	契約金額 (2019年度)
こども支援局	公立保育所樹木植栽管理業務	5,390,000
	公立保育所施設外溝清掃業務	2,123,000
<p>◇2016年度～2020年度において、金額が連続して上昇 (2016年度 : 植栽/3,888,000円 清掃/1,625,400円)</p> <p>◇障害者・高齢者等の雇用を目的に市は複数事業者へ発注を行っているが、当該事業者分の価格は全体的に上昇傾向</p> <p>⇒清掃範囲の拡大といった増額要因が存在するものの、2018年度の制度改正で全体的に金額が低減する中でも上昇が続いている</p> <p>⇒「多数障害者雇用企業等契約審査会」が存在するが、事業者選定過程や個別の発注金額について、適正さを担保できていくのか？</p>		

【資料③】

■ 外郭団体・補助金支出団体の契約規程

外郭団体	市との関係性	契約に関する規程	内容
一般財団法人西宮市都市整備公社	市出捐率100%	一般財団法人西宮市都市整備公社 契約事務取扱い要綱	市の契約規則に準じる旨を明記（第1条）
公益財団法人西宮市文化振興財団	市出捐率100%	公益財団法人西宮市文化振興財団 会計規程	市の契約規則に準じる旨を明記（第41条）
西宮市土地開発公社	市出資率100%	西宮市土地開発公社 会計規程	市の契約規則に準じる旨を明記（第33条）
公益財団法人西宮スポーツセンター	市出捐率100%	公益財団法人西宮スポーツセンター 契約規程	概ね市の規程に準じている（第2条）
公益財団法人西宮市大谷記念美術館	補助金 約1.7億円/年 土地を無償貸与	公益財団法人西宮市大谷記念美術館 会計規程	概ね市の規程に準じている（第41条）
株式会社鳴尾ウォーターワールド	市出資率40% 土地・建物を無償貸与	規程あり	原則として2社以上の見積り合わせ 500万円以上は金額・提案による総合評価
西宮都市管理株式会社	市出資率35% 市の貸付残高 7.5億円	規程あり	内容は非開示
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	補助金 約4.3億円/年 土地・建物を無償貸与	社会福祉協議会モデル経理規定 （全国社会福祉協議会策定）	社会福祉法人会計基準（厚生労働省令第79号）に基づく
社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	補助金 約4,200万円/年 土地・建物を無償貸与	社会福祉法人モデル経理規定 （全国社会福祉法人経営者協議会策定）	社会福祉法人会計基準（厚生労働省令第79号）に基づく
公益社団法人西宮市シルバー人材センター	補助金 約3,200万円/年 事務所用土地・建物を無償貸与	公益社団法人西宮市シルバー人材センター財務規程	概ね市の規程に準じている （一定額以上の売買・請負契約における入札の義務付け等）
さくらFM株式会社	市出資率14%	規程なし	必要に応じて市の契約制度を参考とする

※外郭団体のうち、高額の契約案件が少ない「公益財団法人西宮市国際交流協会」「一般社団法人西宮職員自治振興会」を除く

補助金支出団体	補助内容	契約に関する規程	内容
西宮商工会議所	西宮市中小企業相談所事業補助金 1,000万円/年（事業補助） ⇒相談所事業の経費を一部補助	西宮商工会議所契約規程	随意契約を行う条件を定めている （金額の上限、見積り合わせの義務付けなど）
西宮コミュニティ協会	西宮コミュニティ協会補助金 約5,200万円/年（事業補助） ⇒地域情報誌「宮っ子」の 印刷費・編集費に充当	支出の大半を占める印刷・編集費について、3年に1度の見積り合わせを実施している	
西宮観光協会	西宮観光協会補助金 約3,800万円/年（運営・事業補助） ⇒協会運営及び事業実施に係る補助 ※歳入総額：約4,500万円/年		規程なし